

# 人間文化研究機構情報セキュリティ委員会規程

平成18年4月25日

人間文化研究機構規程第112号

平成24年9月4日改正

## (設置)

第1条 人間文化研究機構（以下「機構」という。）における情報セキュリティの確保を円滑に実施するため、機構に情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの策定及び改訂に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーの遵守の励行及び違反に対する措置に関すること。
- (3) 情報セキュリティポリシーに対する例外措置に関すること。
- (4) 情報ネットワークの利用に係るルールの制定に関すること。
- (5) 情報セキュリティに係る外部との折衝に関すること。
- (6) その他情報セキュリティの円滑な実施に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長が指名する理事 1名
- (2) 事務局長
- (3) 機構長が推薦する本部の職員 1名
- (4) 機関の長が推薦する職員 各1名
- (5) その他委員長が必要と認める者（機構の職員に限る。） 若干名

2 本部及び機関（以下「各機関等」という。）における情報セキュリティの確保に関する事項を審議するため、各機関等に情報セキュリティに関する委員会を置く。また、必要に応じ、その下に部会を置くことができる。各機関等に置く委員会及び部会に関し必要な事項は、情報セキュリティポリシーで定めるもののほか、各機関等が別に定める。

## (任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第3号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会の審議結果は、機構長に報告する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月25日から施行する。

2 第3条第1項第5号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委員長が個別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成24年9月4日から施行する。